

甲府市外出支援サービスに係る

タクシー事業者募集要項

甲府市外出支援サービスについて、ご協力いただけるタクシー事業者（以下「事業者」という。）を、次のとおり募集します。

1 事業概要

(1) 目的

車椅子を利用しなければ外出が困難な在宅の高齢者がタクシーを利用する場合（市内の医療機関への通院又は入退院時に限る）に、その基本料金を助成することにより、外出の機会を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とします。

(2) 助成内容

タクシー券（基本料金×2枚/月）をタクシー券利用者（以下「利用者」という。）に交付します。

(3) タクシー券の利用から支払いまでの流れ

- ① 利用者は、タクシー券を事業者を受け渡し、利用料金支払い時にタクシー券面額を控除した額を事業者に支払います。
- ② 事業者は受け取ったタクシー券を、請求書とともに甲府市福祉保健部総務課へ送付します。なお、タクシー券の送付及び請求は月末締めとします。
- ③ 甲府市福祉保健部総務課は、請求された金額を、事業者が指定した銀行口座に振り込みます。

2 事業者登録について

(1) 事業者登録要件

- ① 市内に事業所を有する事業者であること
- ② 車椅子のまま乗車できるタクシーを所有していること
- ③ 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であること

(2) 提出書類

- ① 甲府市外出支援サービスタクシー事業者登録申請書
- ② 関東運輸局長発行の許可書（写）
- ③ 関東運輸局発行の運賃及び料金に関する認可書（写）
- ④ 使用するタクシーの車検証（写）
- ⑤ 使用するタクシーの写真
- ⑥ 銀行預金口座振込登録申請書（指定様式）
（請求金額を振り込む口座です。）

(3) 提出先

400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課高齢者支援係あて

(3) 申請後の流れ

福祉保健部総務課から、事業者登録をした旨を通知します。登録日以降に事業へのご協力をお願いいたします。

なお、事業者登録の際に申請いただいた所在地、社名、配車予約の連絡先等はホームページにて公開させていただきます。

3 登録取消について

登録を受けた事業者が、次のいずれかに該当することとなったときは、事業者登録を取り消します。

- (1) 「2 事業者登録について」の「(1) 事業者登録要件」に該当しなくなったとき
- (2) 事業者の倒産があったとき
- (3) 事業者の代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であることが判明したとき
- (4) その他法令に違反する行為があったと判明したとき

○お問い合わせ先

〒400-8585

甲府市丸の内1-18-1

甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課

電話：055-237-5613